



大樹町ガイド

わが街情報満載

行政ガイド

大樹町民のインフォメーション

🔍 大樹町ガイド 4

🔥 防災・救急 8

📄 届出・証明 11

💰 税金 14

💖 保険・年金 15

♿️ 福祉・健康 17

👨👩 子育て・教育 19

🗑️ 生活・環境 22



2024年4月より公開

「わが街事典」電子ブックで 大樹町の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡

わが街
事典®



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版

発刊にあたって

大樹町長 黒川 豊



本町では、若者から高齢者まで様々な方々と共に考え、ひとつひとつの課題について懸命に取り組み、誰もが安心して暮らせる町の創生を推進しています。

また、地域を支える農林水産業を守るため、新たな取り組みを支援し、活力あるまちづくりを進めるほか、長年取り組んできた宇宙のまちづくりを大きく前進し、北海道スペースポートの展開を機に、観光や企業誘致を進めています。

世代や価値観を超え、共に支え合い、生き生きと暮らせる「未来の大樹」の実現のために全力を尽くす所存ですので、町民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、この度、町民の皆様の暮らしに役立つ情報を1冊にまとめた「大樹町暮らしの便利帳」を株式会社サイネックスとの協働事業により発刊いたしました。

この冊子は、役場窓口での各種手続きをはじめ、防災情報や観光情報など、住民の皆様に必要な情報を網羅しています。是非とも皆様のお手元に保管し、ご活用いただけることを願っています。

最後になりますが、発刊にあたり広告主としてご協力いただきました多くの団体・事業者の皆様にご心から御礼を申し上げます。

人口・面積

総人口	5,336人
男	2,695人
女	2,641人
世帯	2,805世帯
面積	815.67km ²

(令和6年1月現在)

町の花



コスモス

町の木



かしわ

町の鳥



ひばり

広 告

建築の相談やアフターケアにも地元の工務店ならではの迅速な対応と細やかな心配りがあります。大手では、決してできない小さな仕事でも丁寧に仕上げる事ができるのは、地元の工務店だから。

選ばれるには、理由がある。

建築・設計・解体
土木工事・運送・不動産

ホテル 東陽館

広尾町西1条6丁目1

民宿 ひろお館

広尾町並木通西1丁目1-4



HPはこちら



株式会社 高橋工務店

本 社 広尾郡大樹町松山町8番地26
帯広支店 帯広市西4条北1丁目4番地3

TEL **01558-6-3807**

そこに永き安心は
あるか

屋根・外壁工事の専門企業
株式会社
アズミック
Abe Sheet Metal Industry corp.
阿部板金工業

北海道広尾郡大樹町鏡町1番地46 TEL 01558-6-3718

内科・外科・小児科・整形外科・消化器内科
肛門外科・乳腺外科・甲状腺の診療・その他一般
医療法人社団

大庭 医院
理事長 大庭 滋理

診療時間/午前9時～12時30分・午後2時～5時
●火曜・木曜(夜間診療)午後6時まで
●水曜・土曜日午後休診 ●日曜・祭日・第2、第4、第5土曜日休診

救急
応需

広尾郡大樹町2条通32番地1 TEL(01558)6-3174

株式会社 **エスクリーン**
S.C. CLEAN

事業内容

- ◆強力吸引車・高圧洗浄車・路面清掃車の洗浄清掃
- ◆一般廃棄物収集運搬業 ◆産業廃棄物収集運搬業
- ◆浄化槽保守点検・清掃業 ◆一般貨物運送業
- ◆除雪・排雪作業

〈 本 社 〉〒089-2106 大樹町字下大樹176-39
〈 日方事業所 〉〒089-2124 大樹町字日方149
TEL 01558-9-6330 FAX 01558-9-6336



- ▶ 発行にあたって 1
- ▶ もくじ 2

大樹町ガイド 4

- ▶ 大樹町の概要 4
- ▶ 大樹町の特産品 5
- ▶ 大樹町の観光スポット 6
- ▶ 大樹町のイベント 7

防災・救急 8

- ▶ 防災 8
- ▶ 消防・救急・医療 10

届出・証明 11

- ▶ 届出 11
- ▶ 印鑑登録 12
- ▶ マイナンバーカード交付申請 12
- ▶ 各種証明書発行(手数料) 13

税金 14

- ▶ 税金の種類・納期 14

保険・年金 15

- ▶ 国民健康保険(国保) 15
- ▶ 後期高齢者医療制度 16
- ▶ 国民年金 16

不動産をトータルサポート お気軽にご相談ください

播間総合法務事務所 **合同会社HARIMA**

不動産登記・会社登記
相続関連業務・農地法許可

不動産売買・仲介・買取・賃貸
相続物件・空き家・空き地

司法書士・行政書士・宅地建物取引士 司法書士

播間 章浩 妹尾 美晴

〒089-2152 営業時間 9:00～17:30 但し、事前予約があった場合
広尾郡大樹町西本通73番地7(旧法務局庁舎) 要予約 TEL 01558-6-2721 営業時間外の対応可能
定休 土曜・日曜・祝祭日

ホームページは
こちらから

福祉・健康 17

- ▶ 介護保険制度 17
- ▶ 障がい者福祉 18
- ▶ 住民健診 18

子育て・教育 19

- ▶ 母子保健 19
- ▶ 補助・助成 20
- ▶ 大樹町の認定こども園ほか 21

生活・環境 22

- ▶ ごみ 22
- ▶ ごみ分別辞典 23
- ▶ 犬の飼い主の手続き 23
- ▶ 水道の手続き 23
- ▶ 公営住宅 23
- ▶ 大樹でかなえるマイホーム支援補助金 23
- ▶ 大樹町空家対策総合支援事業 23
- ▶ 大樹町住宅リフォーム支援事業に係る補助金交付制度 23
- ▶ 大樹町戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業補助金交付制度 23
- ▶ 除雪 24

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

地域に愛され、還元できる会社

電 気 工 事 業

有 限 公 司 神 山 電 気 商 会

〒089-2134 広尾郡大樹町東本通16 HPはこちら

TEL ▶ **(01558)6-2226**

FAX ▶ **(01558)6-2436**



信頼を得て、安心を届ける新しい未来への挑戦!

解体工事・土木工事
とび・除排雪



有 限 公 司 木 戸 建 設

大樹町南通1丁目12-1

TEL. **01558-6-3241**



一般廃棄物収集運搬業（事業系一般廃棄物・大型ごみ）
産業廃棄物収集運搬業・浄化槽維持管理業（保守点検・清掃）
し尿収集・各種マンホール清掃・グリストラップ清掃

事業所、工場のごみ、引越ごみ等のご相談は・・・

有 限 公 司 大 樹 清 掃 社

大樹町柏木町11-15

TEL **01558-6-2444**

FAX **01558-6-2464**

人に優しい家造り、住み良さを追求する

菊池建設株式会社

大樹町西本通89番地

TEL **(01558)6-3138** FAX **(01558)6-2286**

HPはこちら



地域の発展と豊かな社会づくりに貢献します。

一般貨物運送業

砕石・砂利販売業

産業廃棄物処理業



北東建設工業株式会社

HOKUTOU



〒089-2106 広尾郡大樹町字下大樹189-9

TEL.01558-6-4071

FAX.01558-6-4029

不動産・マンション・アパート・小売



株式会社 **大樹協同商事**

お部屋さがしは **不動産部**

〒089-2152 広尾大樹町西本通98

TEL ▶ **01558-6-3155**

FAX ▶ **01558-6-4046**

北の森林を育てる



南十勝森林組合

本所 広尾郡大樹町字下大樹225番地

TEL 01558-6-3108 FAX 01558-6-3183

更別事業所 河西郡更別村字更別南2線91番地4

TEL 0155-52-2068 FAX 0155-52-2404

大樹町の概要

大樹町は北海道の東部、十勝の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、中央部には広大な十勝平野が広がる自然豊かな町です。農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきました。また、近年は「宇宙のまちづくり」を標榜し、航空宇宙分野での実験や飛行試験を積極的に誘致しています。

町名の由来

アイヌ語で「大木が群生するところ」を意味する「タイクウシ」から名付けられました。



町章

昭和25年2月23日に大樹村章が制定され、翌昭和26年4月1日の町制施行とともに、大樹町章となりました。大樹の『大』の字を円形に図案化し、二重の円は町民がお互いに話し合っって円満な町づくりを進めようという願いを込めています。円内に配した『樹』の文字は、大樹のように伸びて町が発展する理想がシンボル化されています。



大樹町と航空宇宙

今から約40年前(1980年代)に「航空宇宙産業基地」の候補地とされて以来、官民一体となって「宇宙のまちづくり」を進めています。2021年には、当町および6つの道内企業等が出資してSPACE COTAN株式会社を設立し「北海道に、宇宙版シリコンバレーをつくる」という目標のもと、民間にひらかれた宇宙港「北海道スペースポート(以下、HOSPO)」の実現に向け本格稼働しました。HOSPOでは、JAXAをはじめとして民間企業や大学等によりさまざまな実験が行われています。

年中

たのしく



ホームページ



Instagram

有限会社
工藤公園

大樹町字下大樹 196-1

TEL/FAX 01558-6-3945

営業時間 AM8:30~PM17:00

定休日 火曜定休(7月~4月)5・6月無休

販売品目

青果(野菜・果物・果物盛カゴ)

花木(花苗・野菜苗・観葉植物・花木)

切花(御祝・葬儀・スタンド花)

春は花木販売がメインで夏から冬は旬の果物野菜などが大量に並びます。季節感とワクワク感を大切に楽しんでいただける店づくりをしています。

大樹町の特産品

蝦夷鹿肉の缶詰

十勝で捕獲した蝦夷鹿の良質な赤身部分のみを使用し、大和煮、味噌煮、カレー煮の3種で味付けした缶詰。ご飯のお供やお酒のおつまみにおすすめです。



大樹物語(カマンベールチーズ)

道の駅「コスモール大樹」限定販売のバジルと黒コショウをはさんだオリジナルカマンベール。

カウベルアイスクリーム

大樹町で生産された高品質の搾りたて牛乳と野菜や果実を使ったなめらかな北海道産アイスクリーム。全12種。



ケンボロ→ホエー豚

チーズの生産過程で生成されるホエー(乳清)を与えて育てた希少豚です。肉質が柔らかく、脂も甘く美味しくいただけます。

大樹産牛肉

やまき牧場「バナナ牛」は、毎日おやつにバナナを与えられた牛。和牛道「十勝姫」は大自然のなか伸び伸びと肥育されています。どちらも程よい脂身と甘みが特徴です。



秋さけ

大樹の大宗漁業「秋さけ」。中でも厳選された4kg以上の若いオスの銀毛「樹煌士(きこうし)」は極上です。ちゃんちゃん焼きにもよく合います。



贈り物・お土産のご購入は「道の駅」で♪

大樹町の特産品がたくさん。道の駅限定商品も。町外の方への贈り物やお土産のご購入は、ぜひ「道の駅コスモール大樹」をご利用下さい。地方発送もできます。ソフトクリームもおすすめ。

広告

広告

豊かな自然の中で酪農

北海道で
牛たちと暮らす

農事組合法人
コスモアグリ
COSMO AGRY

〒089-2105
広尾郡大樹町字大樹338-1
TEL 01558-9-1251
FAX 01558-9-1261



十勝の大自然とたくさんの牛たち。
牧場で働くと、生きる!が実感できる

株式会社 日昭牧場

広尾郡大樹町字日方331番地
TEL.01558-6-3321



Sanei Farm 株式会社 サンエイ牧場

安心、安全で 安定した生乳生産

従業員随時募集中



〒089-2124
広尾郡大樹町字日方5番地1
TEL. 01558-7-7382

上下水道工事 地域指定店



有限会社 **上野興設**

〒089-2106 広尾郡大樹町字下大樹189番地8
TEL (01558)6-2484 FAX (01558)6-2808

営業内容

- 給排水設備工事
- 住宅設備機器販売
- 衛生設備・冷暖房
- 土木工事・設計施工
- 浄化槽設備工事
- とび・土工

一般電気工事・設計・施工・請負



椿電気商会

椿修

〒089-2146 広尾郡大樹町寿通 2-23

TEL ▶ (01558)6-3835

FAX ▶ (01558)6-4175

大樹町ガイド

【芝生販売】・芝生生産事業・公園芝、土工芝販売
【芝生維持管理】・公園、緑地維持管理・草刈り・除雪



株式会社 寺嶋商産

〒089-1882 広尾郡大樹町字晩成210番地

TEL ▶ 01558-7-8107

FAX ▶ 01558-7-8067

HPはこちら



HOTEL TAIKI

ホテル大樹

小さなホテルで過ごす
深いやすらぎの時間

〒089-2146 広尾郡大樹町寿通 2丁目18番地

ご予約はこちらから **01558-9-6688**

大樹建設工業株式会社



HPはこちら

大樹町の 観光スポット

茶褐色の高濃度ヨード成分が特徴の世界的にも珍しい温泉。うがい薬などにも含まれるヨードは、抗菌や保温効果が高く、湯冷めもしにくいといわれています。太平洋を間近に見ながら入浴できる絶景の温泉です。

晩成温泉



◎ 4月1日から9月30日 8:00~21:00 (最終受付 20:00)
10月1日から3月31日 9:00~21:00 (最終受付 20:00)

休 4月1日から9月30日 無休 大人 500円
10月1日から3月31日 毎週火曜日 中学生 300円 小学生 200円

※営業時間等は今後、変更になる場合があります。

※タオル・バスタオルを無料で貸し出しています。

※就学前の乳幼児は無料、大樹町に住む70歳以上の方は300円です。

※利用料金には入湯税100円が賦課されています。

大樹宇宙交流センター SORA



町で行われた航空宇宙に関する様々な実験や取組みを紹介する展示施設。過去に打ち上げた小型ロケットの実機をはじめ、実験の概要をまとめたパネルのほか、実験の様子を視聴できる映像コーナーを設置しています。

カムイコタン公園キャンプ場

清流と森に囲まれた奇岩奇勝の地「カムイコタン」。一部がオートキャンプ場になっており、春から初秋にかけて野外キャンプを満喫することができます。水遊びはもちろん、ニジマス・ヤマベ・イワナ釣りや川岸での「砂金掘り体験」など、アウトドアを満喫できるキャンプ場です。



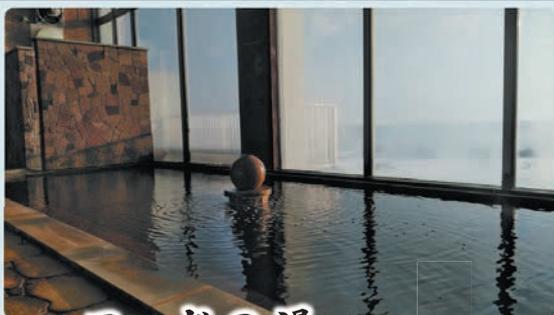
晩成社史跡



「十勝開拓の祖」と呼ばれる依田勉三(よだべんぞう)は、1883(明治16)年に現在の帯広市に入植し、3年後の1886(明治19)年に大樹町生花地区で晩成社当縁(とうべり)牧場を開設し、牧畜業を始めました。生花地区には依田が居住していた住居が復元されており、当時の面影を偲ぶことができます。

ホロカヤントー

晩成地区にある周囲5kmの海岸湖で、周辺には原生花園が広がり、春から夏にかけては色とりどりの北海道の花を楽しむことができます。冬季はワカサギ釣りの名所としても親しまれ、多くの釣り人が訪れます。湖岸南北2kmには、およそ千年前の擦文文化期を主体とする竪穴住居跡の群落があります。



ヨードの湯

晩成温泉

広尾郡大樹町字晩成2

☎01558-7-8161

Email: bansei.front@marusho-tanaka.jp

食堂

大衆食堂MAMO

宿泊

晩成の宿 原生花園

入浴料

大人 500円 町民高齢者 300円
中学生 300円 小学生 200円

タオル貸出無料

詳しくはこちら



大樹町のイベント

歴舟川清流鯉のぼり 4月下旬～5月上旬

歴舟川に鯉のぼりを川幅いっぱい泳がせる、大樹町の春の風物詩ともいえるイベントです。5月5日には、こどもの日イベントを開催しています。



歴舟川砂金掘探訪会 7月下旬

砂金掘友会のメンバーによる伝統的な実技指導で砂金採取にチャレンジ！一攫千金のロマンを味わうことができます。大樹町の特産品が当たる抽選会も実施します。



歴舟川清流まつり 8月上旬

環境省認定の日本一きれいな川である「歴舟川」を生かした、毎年8月に行う大樹町の夏の一大イベントです。巨大柱たいまつを燃やす「ペルブネ火祭り」は一見の価値あり。夜空を彩る火花も見ごたえがあります。



町民大盆踊り大会 8月中旬

昭和46年に始まった、大樹町の伝統的な夏祭りです。昼間は商工会主催による「商工まつり」が開催され、夕方から道の駅「コスモール大樹」北側の寿ふれあい通りを会場に、こども盆踊り、ゆかた踊り、そして仮装大盆踊り大会が行われます。



柏林公園まつり 9月中旬

柏林公園を会場とした大樹町の海と山の幸を存分に満喫できる秋まつりです。秋さけのつかみどりや歌謡ショー、お楽しみ抽選会、一坪ショップなど盛りだくさんの内容で実施します。



広告




電気を灯し続けて、電気で貢献

勝海電気株式会社

本社 〒089-2106 広尾郡大樹町字下大樹189番地25
 TEL 01558-6-2139 FAX 01558-6-2156

ホームページはこちらから>>




大樹町ガイド

車検・整備
钣金・塗装



有限会社 三浦自動車工業

代表取締役 三浦 祥嗣

〒089-2147 広尾郡大樹町鏡町1番地42
TEL▶(01558)-6-4037 FAX▶6-4404



広告



有限会社 奈良精肉店




本店 広尾郡大樹町西本通18 TEL 01558-6-2607	稲田店 帯広市西5条南41丁目1-9 TEL 0155-49-1129	木野大通東店 河東郡音更町木野大通東11丁目2-4 TEL 0155-30-1129	白樺店 帯広市西17条南3丁目46-13 TEL 0155-65-0440
--	--	---	--



防災・救急

防災

問 総務課 防災係 ☎6-2112

災害時の避難所

避難所とは、風水害や地震などの災害が発生し、住宅に危険が生じた場合や災害の発生が予想され、町長が避難の勧告を発表したときに避難する施設です。大樹町では、次のとおり公共施設や学校施設を災害の種類に応じて避難所として指定していますので、自分達が避難する避難所をあらかじめ確認しておいてください。
 ※災害の規模や場所によっては、別の施設を避難所とする場合があります。

- 1 災害の種類：地震・津波
- 2 災害の種類：津波(地震発生なし・津波警報発令がある場合)
- 3 災害の種類：風水害時
- 4 福祉避難所

災害時避難所マップはこちら



防災ハザードマップはこちら



水害発生が予想される際の警戒レベル

各地で大雨による川の氾濫、土砂災害による災害が発生する恐れがある場合、下記の警戒レベルが発表されます。5段階のレベル4で避難指示が発令されます。この段階で、町民は避難を完了することが求められます。そして、レベル5では、すでに災害が発生し、避難することが危険なため、屋内の安全な場所で命を守る行動をとってください。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	連絡要員を配置 発令判断体制を準備	ハザードマップなどで行動を確認しましょう(危険な区域や避難場所などを再確認)	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
3	高齢者等避難	高齢者などは速やかに避難しましょう(土砂災害警戒区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いなどに居住の方は、避難準備が整い次第、避難開始しましょう)	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示	避難を完了しましょう(道路冠水などで既に避難が困難となっている可能性があります。この状況になる前に避難を完了しましょう)	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報
5	危険大 緊急安全確保	災害が既に発生しています。命を守るための最善の行動をとってください	大雨特別警報、氾濫発生情報

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら「避難指示」が出なくても早めの避難行動をとりましょう。

広 告

豊かな自然と暮らしに寄り添いながら地域を支えます。

特定建設業・土木工事一式・砂利販売業
播間建設工業株式会社
 〒089-2138 広尾郡大樹町柏木町13番地の5
 TEL. **01558-6-4343** FAX. **01558-6-2619**

HPはこちら

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

防災情報

災害時には、町から各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざというときのため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

防災情報

- 北海道防災情報メール配信
あらかじめ登録した携帯電話のメールアドレスに気象情報や避難情報を送信
<https://mail.bousai-hokkaido.jp/>
- 緊急速報メール(エリアメール)
NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天のサービスを利用し、町内にいる携帯ユーザーに対し、災害情報を配信します。
- 町ホームページ
<https://www.town.taiki.hokkaido.jp/>
- 防災行政無線
聞き逃したときは再生スイッチで確認することができます。



広告

循環型社会の形成と地域社会貢献のために

各種排水処理設備

設計・施工・管理

管・給排水設備工事

設計・施工

一般土木工事

設計・施工



株式会社 北海道アルファ

〒089-2127 広尾郡大樹町字振別145-6

TEL 01558-6-3288 FAX 01558-6-3889 E-mail kankyuu@h-alfa.co.jp URL <https://www.h-alfa.co.jp>



防災・救急

通報は**119番**にあわてず、正確に！！

火事のとき

火事です！
(家・山)が燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

火事や救急のときは**119番**



私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※アパートの場合、名称と〇階の〇号室ということも知らせてください。

※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物など)を伝えてください。

救急車
の呼び方

119番通報をすると、指令員が救急車の出動に必要なことを、順番にお伺いします。
緊急性が高い場合は、すべてお伺いする前でも救急車が出動します。
あわてず、ゆっくりと答えてください。

- 1 救急であることを伝える 2 救急車に来てほしい住所を伝える 3 具合の悪い方の症状を伝える 4 具合の悪い方の氏名、生年月日を伝える 5 あなたのお名前と連絡先を伝える



※その他、詳しい状況、持病、かかりつけ病院等について尋ねられることがあります。答えられる範囲で伝えてください。
※上記に示したものは一般的な聞き取り内容です。

町内の医療機関

大樹町立国民健康保険病院	北海道広尾郡大樹町暁町6番地2	☎6-3111
医療法人社団 大庭医院	北海道広尾郡大樹町二条通32番地1	☎6-3174
医療法人社団 慈弘会 森クリニック	北海道広尾郡大樹町字大樹6番地22	☎6-5811
大樹町歯科診療所	北海道広尾郡大樹町三条通18番地9	☎6-4084
上岡歯科	北海道広尾郡大樹町西本通74番地17	☎9-6006

広 告

大樹町上下水道工事指定
冷暖房・給排水・衛生設備・住宅設備機器販売

田中工業 株式会社

〒089-2152 広尾郡大樹町西本通29-1 TEL 01558-6-2052 FAX 6-4016



届出・証明

届出

問 住民課 窓口係 ☎6-2116

戸籍の届出

- 必ず必要なもの
- 該当する方のみ必要なもの

出生届		手続きに必要なもの
届出期間	生まれた日から14日以内 (誕生日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●出生証明書(出生届と同じ用紙) ●子を扶養する者の保険証及び通帳
届出をする人	父または母	
死亡届		手続きに必要なもの
届出期間	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書(死亡届と同じ用紙)
届出をする人	親族・同居者など	
婚姻届		手続きに必要なもの
届出をする人	婚姻する二人	<ul style="list-style-type: none"> ●届出をする方の身分証明書 ●証人(18歳以上の方)2名の署名が必要
離婚届		手続きに必要なもの
届出をする人	戸籍筆頭者、配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●届出をする方の身分証明書 ●証人(18歳以上の方)2名の署名が必要

※戸籍に関する届出の記入についてご不明な点がある方は、あらかじめ住民課・窓口係(直通6-2116)まで問い合わせください。

住民登録の届出

- 必ず必要なもの
- 該当する方のみ必要なもの

転入届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	他の市町村から大樹町 に転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●転出証明書 ●身分証明書 ●マイナンバーカード ○障害者手帳(身体・知的・精神) ○介護保険受給資格証明書 ○負担区分証明書 (後期高齢者が道外から転入した場合)
届出期間	町内に転入した日から14日以内	
転出届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	大樹町から他の市町村 に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●身分証明書 ○防災行政無線 ○印鑑登録証(カード) ○国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○乳幼児医療費受給者証 ○重度心身障害者医療費受給者証 ○介護保険証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証
届出期間	町外へ転出する前にあらかじめ	※これらの書類を持参し、転出証明書の交付を受けて下さい。
転居届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	町内で住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●身分証明書 ●マイナンバーカード ○防災行政無線 ○国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険証 ○乳幼児医療費受給者証 ○重度心身障害者医療費受給者証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証
届出期間	転居をした日から14日以内	
世帯届		手続きに必要なもの
どんなときに するのか	世帯が変わったとき 世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●身分証明書 ○国民健康保険被保険者証
届出期間	変更した日から14日以内	

※代理人が届出する場合は委任状が必要です。



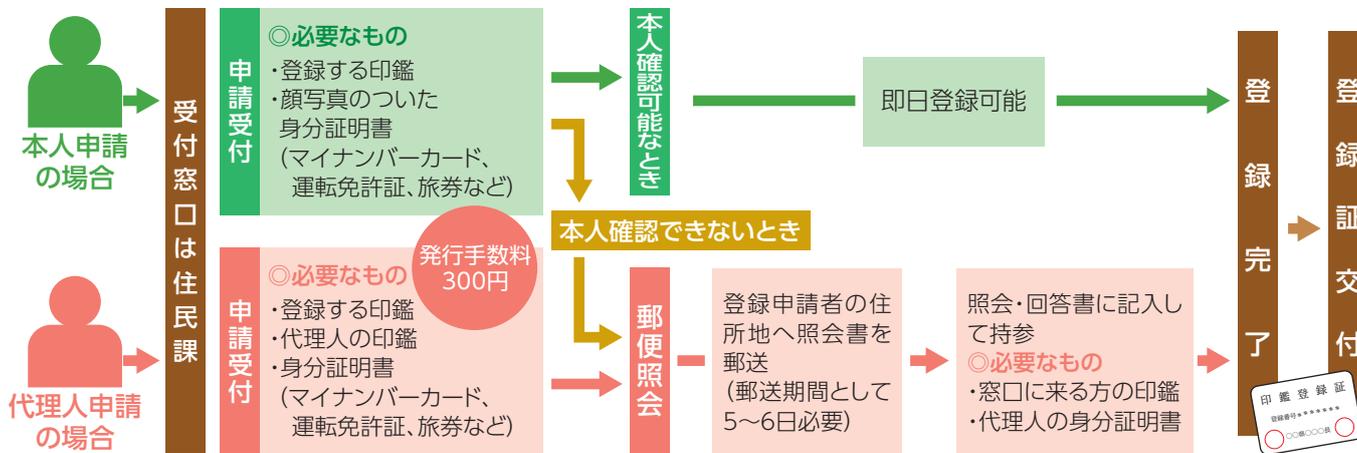
届出・証明

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

マイナンバーカード交付申請

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請にはさまざまな方法があります。

申請・受取方法	
地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターへの郵送による申請	①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入 ②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函 ③役場住民課窓口で受取
パソコンによる申請	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信 ③役場住民課窓口で受取
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信 ③役場住民課窓口で受取
役場窓口での申請	①役場住民課窓口で書類に必要事項を記入 ②顔写真を撮影して送信 ③役場住民課窓口又は本人限定郵便で受取

個人番号カード

イメージ(表)

イメージ(裏)

※役場窓口にお越しの際は、身分証明書をご持参ください。

広告

給排水・衛生設備工事設計施工
大樹町・幕別町給排水工事指定工事店

有限会社
北海道藤棚工業

〒089-2143 広尾郡大樹町3条通18-11
TEL01558-6-2277 FAX6-5877

建設業・宅地建物取引業

株式会社 創樹

〒089-2146 広尾郡大樹町寿通2丁目5番地1
TEL 01558-6-5558 FAX 01558-6-3300

各種証明書発行(手数料)

交付時に必要な書類－本人確認書類－

問 住民課 窓口係 ☎6-2116

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

1点確認書類	2点確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● マイナンバーカード(写真付) ● 官公庁の身分証明書(写真付) ● パスポート ● 障害者手帳 ● 職員との面識 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証 ● 年金手帳 ● 年金証書 ● 社員証 ● 診察券 ● 学生証 ● 身分証明書(上記以外)

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

問 住民課 窓口係 ☎6-2116

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票全部事項証明(謄本)	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の場合 ・本人確認書類 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
住民票個人事項証明(抄本)	1通 200円	
住民票記載事項証明書	1通 200円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ※窓口に来られる方の本人確認書類をご持参ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ● 第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 300円	

税関係の証明書の発行

問 住民課 税務担当 ☎6-2117

証明書の種類	手数料	証明内容	
町民税	所得証明書	1年分につき200円	所得金額の証明
	所得・課税証明書	1年分につき200円	所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1年分につき200円	課税されていない証明
固定資産税	評価証明書	1棟1筆 300円	資産の評価額の証明
	公課証明書	1棟1筆 300円	課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳	200円	納税義務者の資産の一覧
納税	納税証明書	1税目につき200円	納められた税額の証明
	軽自動車税(車検用)	無料	軽自動車税の滞納がないことの証明

※税関係の証明書を申請する方は、あらかじめ住民課・税務担当(直通6-2117)までお問い合わせください。



届出・証明



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税関係の証明書の発行(種類・手数料など)については、P13をご参照ください。

税金の種類・納期

問 住民課 税務担当 ☎6-2117

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町道民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担いただく税金です。 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
(家屋敷課税)	大樹町内に事務所、住宅、別荘などを有しており、大樹町以外の市町村に住居登録がある個人に対して、町道民税(個人住民税)の均等割を負担いただく税金です。 1月1日現在、町内に事務所、住宅、別荘などを有しており、大樹町以外の市町村に住居登録のある方			全期									
固定資産税	固定資産(土地・家屋・償却資産)の資産価値に応じて、所有している方に対して負担いただく税金です。 1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する方		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して負担いただく税金です。 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)、二輪の小型自動車を所有する方			全期									
国民健康保険税	町が、国民健康保険に要する費用に充てるために負担いただく税金です。 世帯主				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											

国税・道税についてのお問い合わせは

項目	問合せ先	
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	帯広税務署	0155-24-2161
道税について	法人事業税、法人道民税	札幌道税事務所 税務管理部 011-204-5083
	不動産取得税	十勝総合振興局 課税課 0155-27-8530
	自動車税	課税に関すること 札幌道税事務所 自動車税部 納税に関すること 十勝総合振興局 納税課 011-746-1190 0155-27-8533



保険・年金

国民健康保険(国保)

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなが保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

こんなときは届出を

問 住民課 国保年金係 ☎6-2116

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、住民課窓口へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●出産に係る領収書 ●世帯主の通帳
国民健康保険を脱退するとき	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	死亡したとき	●国民健康保険被保険者証
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたととき	●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など

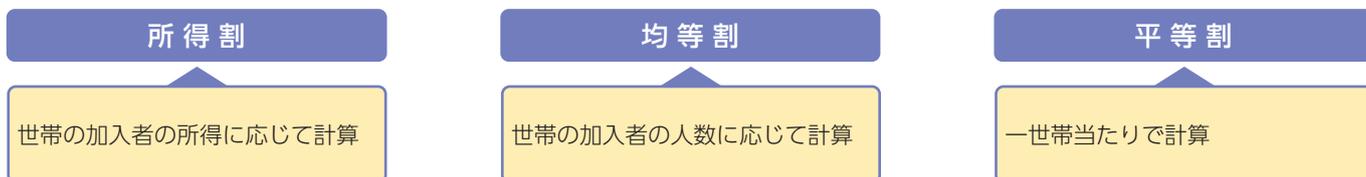
※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

国民健康保険税

問 住民課 税務担当 ☎6-2117

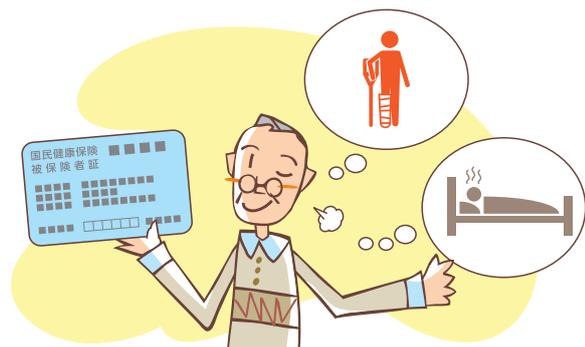
保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。



⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



広告



大樹西本通店

TEL 01558-6-2176

〒089-2152 広尾郡大樹町西本通22番地

有限会社 堀川商店



保険・年金

被保険者証

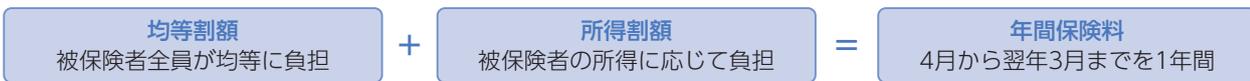
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

75歳になられる方	65歳～74歳で一定の障害のある方※	町内で転居した方	定期更新
75歳のお誕生日を迎える前にご案内をお送りしますので、必要なものをお持ちのうえ、住民課窓口にお越しください。	後期高齢者医療制度に加入することができます。加入希望の方は、住民課国保年金係にご連絡ください。	新しい住所が記載された保険証を送付いたします。	毎年7月中旬にご自宅へ送付いたします。

※身体障害者手帳1～3級および4級の一部、精神障害者福祉手帳1～2級、療育手帳A判定

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。



年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

国民年金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号
被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!



第2号
被保険者

- 厚生年金や共済組合に加入している方
- 会社員
 - 公務員

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



第3号
被保険者

- 第2号被保険者の被扶養配偶者
- 会社員の妻(夫)
 - 公務員の妻(夫)



こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。
 会社などを退職したときや厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき、年金を受けていた方が死亡したときなど、届出が必要となります。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1を免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



福祉・健康

介護保険制度

保健福祉課 介護保険係 ☎6-2500

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

大樹町(保険者)

申請内容に基づき、介護保険認定と支給決定を行います。

- 制度の運営
- 要介護認定調査の実施
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

広告

医療法人社団 慈弘会 理事長 森 光弘

森クリニック

院長 小森 一広

内科・循環器内科・小児科・人工透析施設併設

広尾郡大樹町字大樹6番地22

☎(01558)6-5811

診療時間は
ホームページで




社会福祉法人 **光寿会**

理事長 森 光弘

☎(01558)6-5566(代表)



- 介護老人保健施設ケアステーションひかり
- 光寿会通所リハビリテーション
- 南十勝居宅サービス事業所つばき
- ヘルパーステーションげんき
- 訪問リハビリテーションイカロス

ホームページ <http://koujyukai.org> | 大樹町字大樹10番地8



障がいのある方の福祉サービス

障がい福祉サービスの利用、および障がい者手帳の取得については、保健福祉課へ。

<p>身体障害者手帳</p> <p>身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。</p>	<p>療育手帳</p> <p>知的な障がいがあり、北海道の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。</p>	<p>こんな時は届出を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住所、氏名、保護者が変わったとき ● 手帳を紛失、破損したとき ● 障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります） ● 本人が死亡したとき
--	---	---	---

各種手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要ですので、特別障害者手当、障害児福祉手当については保健福祉課、特別児童扶養手当については住民課にご相談ください。



● 住民健診

問 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

大樹町の住民健診は、個人健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

<p>個人健診</p>	<p>個人健診については、保健福祉課健康係までお問い合わせください。</p>	<p>集団健診</p>	<p>集団健診については、各健診日が近くなりましたら広報折込チラシ等でお知らせいたします。</p>
--------------------	--	--------------------	---

特定健診(国保)

対象 40～74歳になる国保の方。被扶養者、生活保護世帯の方はらいふ(大樹町高齢者保健福祉推進センター)会場で受けられます。

備考 75歳の誕生日を迎えた日に無効になります。

健康診査(後期高齢者)

対象 後期高齢者医療保険に加入されている方
備考 施設入所、長期入院中の方は対象外です。生活保護世帯の方はらいふ会場で受けられます。

健康診査(若年)

対象 18歳～39歳の方

がん検診

対象 30歳以上の町民 ※75歳以上無料
料金 (1)胃がん検診(バリウム検査) 1,500円
 (2)肺がん検診(レントゲン検査) 500円
 (3)大腸がん検診(便検査) 500円

前立腺がん検診

対象 50歳以上の男性 ※75歳以上無料
料金 血液検査(PSA検査) 500円

肝炎ウイルス検診

対象 年度年齢40歳以降で今までに受けていない方
料金 血液検査 B・C型肝炎ウイルス検査 500円

エキノコックス症検査

対象 小学校4年生以上(5年に1回)
料金 血液検査 500円 ※小・中・高生・75歳以上無料

子宮がん検診

対象 20歳以上の女性
料金 頸部細胞診・経膈エコー 1,500円(+500円)※75歳以上無料

乳がん検診

対象 40歳以上の女性(2年に1回)
料金 視触診・マンモグラフィ 2,000円 ※75歳以上無料

※個人検診についてはHPをご覧ください。



福祉・健康

広告

CLEAN COMFORTABLE 人と自然にやさしく清潔で快適な環境の実現をめざします



リネンサプライ・クリーニング・福祉用品レンタル、販売

ヤスダリネンサプライ株式会社



本社 〒089-2106 広尾郡大樹町字下大樹199-3

支店 〒080-0035 帯広市西5条北2丁目1番地

HPは
こちらから



電話によるお問い合わせ

☎01558-6-2021



子育て・教育

母子保健

問 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

母子健康手帳

大樹町に居住の方で、妊娠届を出された方に交付しています。母子健康手帳は妊婦健診の結果、出産の状況、お子さんの健診記録や予防接種状況を記載する大切な手帳です。医師の診断後は早めにらいふにて妊娠届出を行い、手帳の交付を受けましょう。届出の際は印鑑を持参してください。

妊婦健康診査

おなかの赤ちゃんが順調に育っているか、お母さんの体に異常はないかを知るために、定期的に健康診査を受けましょう。大樹町では妊婦一般健康診査受診票14枚、超音波検査受診票11枚を交付し、費用の一部を助成しています。

前期分として、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票8枚(30週までの分)、超音波検査受診票11枚を交付します。後期分として、母親学級参加時又は、妊娠7ヶ月頃にらいふに来所していただき、妊婦一般健康診査受診票6枚(32週～39週前後)を交付します。道外の医療機関で健診を受けられる場合も一部助成しますのでお問い合わせください。

妊婦健康相談

妊娠中の不安や疑問などに保健師・栄養士・歯科衛生士が応じます。ご希望で訪問もいたしますのでご連絡ください。

新生児・乳幼児訪問

出生後28日以内に保健師が訪問し、赤ちゃんの身体測定や母子の健康相談などを行います。里帰り出産などで新生児期の訪問が受けられなかった場合も、戻ってきた頃に訪問します。

産後ケア事業

出産後の心身の回復の促進や育児相談のため産後ケア事業を実施しています。※対象者には個別にご案内します。

(1) 日帰りデイケア 「慶愛病院 産後ケアセンター」

対象者

大樹町に住民票がある産後6か月未満のお母さんと赤ちゃん

内容

お母さんと赤ちゃんの健康チェック、授乳の介助やおっぱいケア、育児全般の相談、お母さんの入浴、食事の提供など

料金・回数

1回 1,600円・2回まで

※双子などは、2人目の赤ちゃん1人につき200円が加算されます。

※町民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

(2) 助産師の訪問 「いのちのもり合同会社」

対象者

大樹町に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

内容

お母さんの産後の体調の相談、授乳の相談(授乳の方法やおっぱいケア)、育児全般の相談

料金・回数

1回 1,000円・6回まで(通所型の利用がない場合)

※町民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。



子育て・教育

出産・子育て応援交付金

☎ 保健福祉課 児童保育係 ☎6-2700

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」と出産や育児関連用品の購入費等を支援する「経済的支援」を受けることができる国の事業です。

伴走型相談支援

3回程度面談をしてアンケートを行います。出産や育児に関する相談の他、各種サービスの説明や保健指導、健康相談、母親学級や育児座談会などの交流の場を紹介します。

経済的支援

妊娠届出時の面談後に1人あたり5万円(出産応援ギフト)、出生後の家庭訪問等の面談後に子ども1人あたり5万円(子育て応援ギフト)を支給します。

赤ちゃん誕生祝金の支給

☎ 保健福祉課 児童保育係 ☎6-2700

出生により大樹町に住民登録をしたお子さんを対象に1人あたり10万円を支給します。

保育料の軽減

☎ 保健福祉課 児童保育係 ☎6-2700

無償化となっていないお子さんの保育料(国基準)の6割を軽減しています。

給食費(副食費)無償化

☎ 保健福祉課 児童保育係 ☎6-2700

町内のこども園に通う3歳児以上の副食費について無償化を行っています。(主食は持ち込み)

おむつ用ゴミ袋の無料配布事業

☎ 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

満2歳までのお子さんを対象に大樹町指定ごみ袋を無料配布します。出生届時に120枚(1ヶ月5枚×24ヶ月分)、満2歳までのお子さんが転入する場合には、該当枚数を配布しています。

妊産婦安心出産支援事業

☎ 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

妊婦健康診査や出産にかかる交通費や宿泊費、健康診査費用(15回目以降)の一部を助成します。

風しん抗体検査・風しん予防接種費用助成

☎ 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

先天性風しん症候群の予防のために風しん抗体検査と風しん予防接種費用を助成します。

- ①風しん抗体検査 全額助成(無料で受けられます)
- ②風しんワクチン接種 抗体検査の結果、抗体値が低くワクチンを接種する場合 全額助成(無料で受けられます)

不育症治療費助成

☎ 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

北海道が助成対象経費と認定した費用から北海道の助成金を差し引いた額が大樹町の助成対象になります。上限額に満たない場合はその額を助成します。(上限額50,000円)

不妊治療費助成

☎ 保健福祉課 健康係 ☎6-2100

一般不妊治療:1年度につき15万円まで助成します。
 特定不妊治療:1回の治療につき30万円まで助成します。
 (特定不妊治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上の場合は通算3回)

乳幼児および児童医療助成事業

☎ 住民課 国保年金係 ☎6-2116

町内に住所を有し、医療保険に加入している高校卒業までの乳幼児及び児童を対象に、医療費自己負担額の全額を助成します。

※保険外診療分など一部助成の対象外となるものがあります。

※重度心身障害者医療費またはひとり親家庭等医療費助成の受給該当者は除きます。

ようこそ赤ちゃん事業

☎ 農林水産課 林政係 ☎6-2115

大樹町在住者で出生届を提出した方、またお子さんが1歳未満で転入した方を対象に、まちの木かしわを使ったスプーンとフォークのカトラリーセットと「森の輪」(おもちゃ)をプレゼントします。



大樹町の認定こども園ほか

認定こども園たいき (保育所型認定こども園)

運営主体 社会福祉法人 大樹福祉事業会
住所 大樹町西本通73番地1
電話番号 6-2568

認定こども園の
入園申込み
保健福祉課児童保育係
☎6-2700

尾田認定こども園おひさま (保育所型認定こども園)

運営主体 大樹町
住所 大樹町字尾田420番地
電話番号 7-5429

学童保育所

保護者が仕事や病気などの事情で、家庭で保育を受けることができない児童を対象に「学童保育所(放課後児童クラブ)」を開設しています。

運営主体 大樹町
住所 大樹町西本通73番地
電話番号 6-2812

大樹町子育て支援センター しゅしゅ

認定こども園たいきに隣接する子育て支援センター(通称しゅしゅ)は、就学前の子どもと保護者が利用できる「遊びの広場」です。保育士2名が常駐し、親子の楽しい育児をサポートします。ホームページで、行事予定など最新情報をお知らせしています。

詳しくはこちら



住所 大樹町西本通73番地1 認定こども園たいき内
電話番号 6-5875
休日 年末年始 その他こども園の休園日に準ずる
(土・日・祝日・臨休等)

南十勝こども発達支援センター むっく

中札内村、更別村、大樹町、広尾町にお住まいの方を対象にした発達に心配のある子どもやその家族への支援を行うことを目的とした専門機関です。

発達相談

子どもの発達やことば等についての相談ができます(予約制)。むっくで随時受け付けているほか、らいふでの1歳6ヶ月児、3歳児健診等でも職員に相談する機会があります。

相談料 無料

発達支援(通所)

一人一人の状況に合わせた通所による発達支援を行います。遊びや運動、学習活動を通じて主に個別で楽しみながら支援します。また、認定こども園や学校とも連携し、必要に応じて専門機関(児童相談所や専門病院など)をご紹介しますなど総合的にご家族を支援します。

対象 0~18歳

形態 週1回~2ヶ月に1回(1回につき1時間)

利用料 1年間無料、2年目以降は1回につき300円

住所 大樹町栄通56番地
電話番号 6-2272



子育て・教育



家庭ごみの分け方・出し方

(令和4年度以降改正版) 大樹町

ごみは収集日の当日朝8時30分までに分別して出しましょう。

(冷蔵庫等見やすい所に貼ってください。)

透明か半透明の袋で出してください。きれいに汚れを落として、きちんと分別すると資源物になります。

資源物

チラシは新聞といっしょに出せます

- ダンボール
- 新聞紙・チラシ
- 雑誌・本

※いずれもゆすいでほぐしてください。

●トレイ・発泡スチロール

●紙パック (開いて袋に入れる)

※いずれもゆすいで乾かしてください。

雑紙

※下記を参考にしてください。

●汚れた袋の裏のついている紙、燃えるごみで出してください。

雑紙 取り扱い品種一覧

- 雑紙(リサイクルできる)
 - ・コピー用紙・包装紙・紙箱(ティッシュ、お菓子、他)・カレンダー・ラケット・トイレトペーパー等の芯・おしぼ紙・封筒・はがき等(他 ※下記記載品以外を除く)
- 混ぜてはいけないもの
 - ・缶・カップ・プラスチック・ヨーグルトなどの容器・カップ類のふた・タバコの箱(中の紙、フィルムが残ったもの)・ティッシュ・ペーパーナプキン・ウェットティッシュ・金・銀などが押しつぶされた紙・換気扇・臭いのついた紙(緑色の紙箱など)・プラスチックなどを組み合わせた複合材・写真・シール

資源物

缶

※ゆすいで出してください。

びん

※ゆすびてふたをはずして出してください。

プラスチック製容器包装

※汚れた容器はゆすいで出してください。

◎市街地◎
◎郡部◎

指定ごみ袋で出してください。指定ごみ袋は、町指定の各小売店で買い求めください。

燃えるごみ

◎市街地◎
◎郡部◎

台所ごみ

- 生ごみ

※水をよく切ってください(豚骨などくんでください。)

汚れた紙・木くず

- 紙おむつ (中の汚物は取り除いてください。)
- 食用油
- 資源物以外の紙くず等
- 植物の枝等の切れはし (太さ10cm以下長さ1m以下に切り揃えてください。)

その他

- ぬいぐるみ
- 衣類等・革製品

◎全町◎

種類	燃えるごみ	燃やせないごみ	燃えないごみ
10ℓ	300円	—	300円
20ℓ	500円	500円	—
30ℓ	900円	900円	900円
45ℓ	1,200円	1,200円	—

ごみの出し方注意事項

- ◎ごみがこぼれない様に袋の入口はしばって出してください。
- ◎袋が破れない様にごみを入れてください。
- ◎片手で持てる重さで出してください。
- ◎植物の枝等は、おむね長さ1m、直径50cm以内でゆすべし、4.5ℓの指定ごみ袋1枚はゆすべしでください。
- ◎金属類が付いている物は、「燃やせないごみ」で出してください。
- ◎危険ごみを入れる場合は、危険ごみ欄に「印等の印を」の中に記入してください。
- ◎粗大ごみは4.5ℓ袋(燃えるごみ・燃やせないごみ用とちがら)を1枚はゆすべしで付けるか、ガムテープ等で粘り付けしてください。一体となつて出ている物はそれぞれ1枚必要です(例)タンス・本棚で下に分けられる物。
- ◎資源ごみは個別ごとにそれぞれ袋で分別して出してください。
- ◎カン・ビン・ペットボトルの中味は完全にし、すすいで、キャップは必ず出して出してください。
- ◎タンボール・新聞紙・雑誌本は重ねてしばって出してください。
- ◎新しい生ごみは新聞紙といっしょに資源ごみに出してください。
- ◎発泡スチロール・トレイの汚れているものはゆすいで乾かして出してください。
- ◎ごみ処理場へ自分で搬入するごみは市販の透明または半透明のごみ袋を使用し、きちんと分別してください。また、ごみ処理場内の表示に従ってください。

燃やせないごみ

◎全町◎

ゴム製品など燃やしてはいけないもの

- ポリ容器
- プラスチック密閉容器
- ゴムホース等
- ゴム製品
- ニール系おもちゃ
- ポリタンク・ポリバケツ
- ビデオテープ等

◎全町◎

燃えないごみ

◎全町◎

金属類

- 鍋・フライパン・やかん等
- スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ (缶の穴を開けず、すべて使い切らなければなりません。)

陶磁器類

- 湯のみ、つぼ、コーヒークップ等
- 土鍋、茶わん

化粧びん

- 金銀付着物
- 焼酎灰
- ネコ砂

その他

- ライター
- 蛍光管・電球

危険ごみ

- 割れもの (コンクリート、レンガ、瓦、石膏等、※燃やさないごみに投入しないでください。)
- かみそりの刃、ぬい針
- 電池 (※お掃除機にまつてから取り出して出してください。)
- 電動工具 (※お掃除機にまつてから取り出して出してください。)

◎全町◎

粗大ごみ

◎全町◎

家具類

- タンス
- 机・椅子
- じゅうたん等

家電類

- 洗濯機
- 掃除機
- 扇風機
- 電子レンジ
- 炊飯器
- 電子レンジ
- 電子レンジ

寝具類

- ふとん、毛布
- マットレス等

その他

- ペット
- 自転車
- 石油ストーブ

◎全町◎

収集しないもの

- バッテリー (※販売店に相談してください。)
- 消火器 (※販売店に引き取ってもらう。)
- パソコン (パソコンメーカーに直接回収を申し込ください。)
- 農薬
- ガスボンベ (※販売店に相談してください。)

収集しないもの ※次のものはごみとして収集しません。

- 家電リサイクル対象製品 (テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)これらの商品は買い替え時にそれより前に買った小売店に引き取ってもらう。)
- 事業系ごみ (事業系ごみとは、店舗、会社、工場、事業所などの事業活動によって発生するごみのことです。)
- 南十勝環境衛生センターで処理できないもの (タイヤ・ホイール・バッテリー等自動車部品、エンジンオイル・バイク・ガスボンベ・消火器・農薬類・農機具・漁網・ロープ・建設廃材(物置等を取り壊した廃材や鉄板も含みます) ※販売店、専門業者にご相談ください。)
- 産業廃棄物として法令に規定されているもの。

家電リサイクル法により、家電小売店で引き取ってもらうもの

- 冷蔵庫
- 洗濯機
- 衣類乾燥機
- 液晶テレビ
- プラズマテレビ
- 冷凍庫
- エアコン

「ご協力ください」 ◎収集日が祝祭日に当たる場合は次の収集日となります。

◎ルール違反のごみは収集いたしません。正しく出し直してください。

役場(6-2116)住民課にお問い合わせください。 南十勝環境衛生センター(ごみ処理施設)5-2810

生活・環境

● ごみ分別辞典

問 住民課 住民活動係 ☎6-2116

家庭から出るごみの分別方法について、50音順に掲載した「ごみ分別辞典」です。分別方法が分からない時は、ぜひご活用ください。



● 犬の飼い主の手続き

問 住民課 住民活動係 ☎6-2116

町では狂犬病予防注射の町内一斉接種を毎年4月頃に実施しています。犬の登録を済ませている方には毎年3月下旬頃に案内を送付しています(生後3か月以上の犬は、予防接種を年1回受けさせることが義務付けられています)。

● 水道の手続き

問 建設水道課 業務係 ☎6-2920

- 転出入によって水道の使用を開始、一時休止、中止、名義変更をしようとする場合は届出が必要です。建設水道課までご連絡ください。
- 毎月25日ごろに水道メーターの検針をし、「上下水道使用量のお知らせ票」により前回の検針から今回の検針までの使用水量と概算料金をお知らせします。

● 公営住宅

問 建設水道課 業務係 ☎6-2118

大樹町には公営住宅、特定公共賃貸住宅、単身者専用住宅があります。役場建設水道課にある公営住宅入居申込書に必要事項を記入の上、必要書類と一緒に提出してください。入居条件や空き状況、家賃等の詳細については、お問い合わせください。

● 大樹でかなえるマイホーム支援補助金

問 建設水道課 建築係 ☎6-2118

移住及び定住の促進と、誰もが住みよい、うるおいのある住環境づくりを目的として、住宅等を新築又は購入しようとする方に対し、補助金を交付します。

● 大樹町空家対策総合支援事業

問 建設水道課 管理係 ☎6-2118

大樹町空家等対策計画に基づき、町内の老朽化した空家等を解体する方に対し、解体費用の一部の補助金を交付します。

● 大樹町住宅リフォーム支援事業に係る補助金交付制度

問 建設水道課 管理係 ☎6-2118

住宅の長寿命化、省エネルギーの推進及び住環境の向上等によるリフォーム市場の拡大や、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅リフォームに対し、補助金を交付します。

● 大樹町戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業補助金交付制度

問 建設水道課 建築係 ☎6-2118

町内の既存木造住宅の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的として、耐震診断及び耐震改修工事を行う方に対し、補助金を交付します。



生活・環境

広告



ガス機器・石油燃焼機器 レンジフード エアコン
なんでもご相談ください!



くさかガス設備

お電話でのご相談は>> **01558-8-7376**



広尾郡大樹町鏡町9-10 受付時間 9:00~11:30 / 13:00~16:00 HPはこちらから>>

● 除雪基準

(1) 除雪開始の目安

積雪が10cm以上となった場合に出動します。ただし、降雪時の雪質、風の強さや地域の事情等を考慮したうえで、除雪開始の判断を行います。

(2) 除雪の幅員

市街地の舗装道路については、出来る限り縁石近くまでを除雪幅員としますが、郊外については、車道幅員までとします。歩道については、通学路等を優先に必要な路線を行うこととします。

(3) 公共施設の駐車場

町道と同様に、積雪量が10cm以上なった場合に除雪を行います。(行政区会館は、避難所に指定している会館のみとします)

● お願い

(1) 歩道の除雪作業につきましては通学路の路線を中心に行いますが、全路線の確保は困難な状況ですので、各行政区の方々のご協力をお願いします。また、自宅前の歩道等の排雪も、同様にご協力ください。

(2) 路上駐車は除雪の作業の妨げになると同時に、物損事故につながる危険性がありますので、絶対に駐車しないようお願いします。また、車庫で入り口等の段差解消用ふみ板や、コンクリートブロック等も、除雪と同時に巻き込む可能性が高く、紛失や除雪機械の故障原因となりますので、あらかじめ撤去していただくよう、ご協力をお願いします。

(3) 各家庭の雪を、道路や歩道に出すことは通行の妨げになるほか、予期せぬ事故にもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。



— 告 告 —

除排雪サービスはじめました!

- 塗装工事 ■ 看板工事 ■ ロケット機体塗装 ■ 石油燃焼機器販売・修理
- 建築作業請負 ■ リフォーム請負 ■ 作業車両レンタル



株式会社サトウ塗装店

〒089-2124 広尾郡大樹町字日方406-36

TEL 01558-6-3987 FAX 01558-6-5639



編集後記

「大樹町 暮らしの便利帳」は、大樹町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報を届けるとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として大樹町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「大樹町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、大樹町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「大樹町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年3月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

Taiki Town Life Guide Book

大樹町 2024 年版 暮らしの便利帳

令和6年4月発行

発行

大樹町／株式会社サイネックス



大樹町HP



サイネックスHP



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 札幌支店
〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1
TEL.011-737-7167

※掲載している広告は、令和6年2月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



大樹町